

## 仕 様 書

### 1 業務名

サイトリニューアルに向けた調査・提言事業

### 2 実施時期

契約締結の日～令和5年3月17日

### 3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「瀬戸内7県」という。）を活動エリアとしており、瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。そのため、瀬戸内の魅力を国内外（※1）に向けて発信し、選択される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

しかしながら、機構が所有している海外（欧米豪）向けwebサイト「Setouchi Reflection Trip（以下、「SRT（※2）」という）」及び国内向けwebサイト「瀬戸内Finder（※3）」は別々に運用しているためランニングコストが高いことに加え、それぞれのWebサイトを制作して一定期間経過していることもあり、ユーザーの利便性や満足度を向上させる仕組みを再検討する必要がある。

そのため、上記2サイトを統合し、かつ、「ポストコロナ」におけるニーズを踏まえ、かつユーザーの利便性や満足度を向上させる仕組みを備えたユーザーから選ばれる新サイト（多言語対応）を令和5年度に制作することを検討しているが、本事業では、新サイト構築に向けた調査・提言事業を行うこととする。

※1 機構のメインターゲット市場は欧米豪（米・英・仏・独・豪）

※2 SRT・・・<https://setouchitrip.com/>

※3 瀬戸内Finder・・・<https://setouchifinder.com/ja/>

### 4 業務内容

#### (1) サイト統合に係る調査業務

機構は令和4年度に、国内外の観光事業者、観光客等（「BtoB」「BtoC」）に観光情報、コンテンツ・旅行商品等を広く発信し、瀬戸内の認知度向上、コンテンツ・旅行商品の実販売に繋げていくことを目的に、機構や瀬戸内域内の自治体、DMO、観光事業者等が造成したコンテンツや観光情報（観光施設や自然景観、寺社仏閣等）を集約した新サイト（コンテンツプラットフォーム（以

下、PFという) ) を制作することを検討している。

このPFは、「SRT」「瀬戸内Finder」のサイト統合後の中心を担うコンテンツ※であることから、以下について調査を実施し報告書を作成すること。

※令和4年度に制作するPFに、令和5年度以降に「SRT」と「瀬戸内Finder」の機能を移築するイメージ

①自社サイトの分析

現在の「SRT」、「瀬戸内Finder」を分析し、課題点や修正すべき点を抽出し報告すること。

②ベンチマークとなる他社サイト（国内、海外両方）の分析

機構と同じく欧米豪からの誘客を図っている国内外の観光局、DMO等のサイトを分析し、サイト統合に向け、機構が取り入れるべきポイントや参考にすべき情報等を抽出し報告すること。

※他社サイト分析は、国内3サイト、海外7サイト以上分析すること（選定理由も明示すること）。

③サイトマップや基本設計等の提案

①、②の分析結果を踏まえ、ユーザー（「B2B」「B2C」）にとって使い勝手のよい観光サイトを企図したサイトマップや基本設計（サーバーやGoogleアナリティクス、cookie等の機能）等の提案をすること。

④中間報告書の提出

①～③の業務についての調査結果を令和4年6月30日までに報告書にまとめ、提出すること。

**(2) webサイト整備に係る助言業務**

PF制作やサイト統合に関すること、また、それらに付随する基本設計等といったwebサイトに係る内容について、契約期間中、15回程度（1回あたり2時間以内）機構からの求めに応じて適宜助言を行う協議を開催すること。

なお、会議方法（基本的にはオンライン開催を想定）、時期、進め方等の詳細事項については、機構と調整すること。

**5 執行体制**

上記業務が滞りなく着実に実施できる体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

**6 概算予算額**

2,600,000円

**7 成果物に関する権利の帰属**

本業務においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、請負事業者は将来にわたり行使しないこと。また、請負事業者は本作品の作成に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て請負事業者が負うこと。
- (4) 上記（1）～（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。請負事業者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 8 報告書の提出

### (1) 中間報告書

#### ①報告内容

4（1）①～③の調査結果をまとめたもの 1部

#### ②提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

#### ③提出期限

令和4年6月30日

#### ④報告書の作成にあたっての留意点

ア 事前に監督職員の承認を受けること。

イ 業務実施状況等をわかりやすく編集すること。

ウ 業務実施による効果を調査し、とりまとめること。

### (2) 年間報告書

#### ①報告内容

年間の事業実施報告書 1部

#### ②提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

#### ③提出期限

令和5年3月17日

④報告書の作成にあたっての留意点

- ア 事前に監督職員の承認を受けること。
- イ 業務実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ウ 業務実施による効果を調査し、とりまとめること。

9 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

10 その他

- (1) 機構と十分協議しながら業務を進めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない特別の事情が生じた場合は、機構へ報告し、その指示を受けること。

(一社)せとうち観光推進機構  
担当：玉久保、森、大西  
電話：082 - 836 - 3217